

サービス	内容	利用者負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
※ 総合マネジメント体制強化加算	・看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを定期的に行っていること。 ・地域の病院・関係施設に対し、当事業所が提供できる具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ・日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。	1,017円/月	2,034円/月	3,051円/月
※ サービス提供体制強化加算 (I)イ	・事業所の従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 ・利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。 ・従業者の総数のうち、介護福祉士が50%以上。 ・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	651円/月	1,302円/月	1,953円/月
※ 介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町に届け出た事業所の場合。	介護保険給付費の月額単位数+ 介護保険加算単位数総数 ×102/1000×負担割合 /月		
訪問体制強化加算	訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置し、事業所における1月当たりの述べ訪問回数が200回以上ある場合。	1,017円/月	2,034円/月	3,051円/月
看護体制強化加算(I)	看護の提供実態や利用者の重度化(医療ニーズ)を踏まえた訪問看護提供体制について以下の区分ごとに加算します。 ①前3ヶ月の利用者総数のうち、看護サービス利用者が80%以上 ②前3ヶ月の緊急時訪問看護加算の算定利用者が50%以上 ③前3ヶ月の特別管理加算の算定利用者が20%以上 ④前12ヶ月のターミナルケア加算の算定利用者が1名以上 ⑤登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者	7,628円/月	15,256円/月	22,884円/月
看護体制強化加算(II)	上記の①～③までのすべてに適合する場合	2,543円/月	5,086円/月	7,629円/月
緊急時訪問看護加算	24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急時訪問を行う場合	620円/月	1,240円/月	1,860円/月
特別管理加算(I)	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けいている状態、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態。	509円/月	1,018円/月	1,527円/月
特別管理加算(II)	・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態。 ・真皮を越える褥瘡の状態(NPUAP分類Ⅲ、Ⅳ度、またはDESIGN分類D3～5に該当する状態) ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	254円/月	508円/月	762円/月
ターミナルケア加算	利用者のお亡くなりの日及びそれ以前の14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,034円/月	4,068円/月	6,102円/月
認知症加算(I)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められ、介護を要する場合(自立度Ⅲ以上)	814円/月	1,628円/月	2,442円/月
認知症加算(II)	要介護2、かつ、日常生活について周囲の注意を要する場合(自立度Ⅱ)	509円/月	1,018円/月	1,527円/月
若年性認知症利用者受入加算	・認知症の方で65歳の誕生日前に利用された場合。	814円/月	1,628円/月	2,442円/月
初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所に初めて登録した場合、又は30日を超える入院後に利用を再開した場合	31円/日	62円/日	93円/月

※金沢市の地域区分は7級地で1単位当たり10.17円になります。

その他(介護保険給付対象外)

日用品費 (おむつ代等)	日常生活用品のうち、ご利用者の希望により提供し負担していただくことが適当であるもの	個人に要した実費
交通費	通常の実施地域を超えた地点から片道おおむね10キロメートル未満 通常の実施地域を超えた地点から片道おおむね10キロメートル以上	250円(片道当たり) 500円(片道当たり)